

豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 豊中市（以下「市」という。）は、児童養護施設等において、児童指導員や養育者等直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童養護施設等の人材の確保を図ることを目的として豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内により交付するものとし、その交付については、「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」（令和5年10月27日付こ支虐第170号）、「児童養護施設等体制強化事業の実施について」（令和8年4月17日付こ支家第245号。以下、「実施通知」という。）及び豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に規定する「児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施」（以下、「児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施事業」という。）とする。

（補助対象施設）

第3条 補助金の交付の対象となる施設等は、市が所管する児童養護施設、乳児院及び小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）とする。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる額のうち少ない額に別表に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

- （1）総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額
- （2）別表に定める対象経費の実支出額
- （3）別表に定める基準額

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

(2) 補助金の対象経費と重複して他の国庫補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条による交付申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付けた条件を豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、補助金の不交付を決定したときはその旨を書面により通知するものとする。

(指示及び検査)

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、随時、補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金事業実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を審査し、その内容が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金額確定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知する。

(補助金の請求及び支払)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認の可否を補助事業者に豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金変更等承認通知書（様式第7号）により通知する。

（消費税仕入控除税額の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額が確定した場合は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月22日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施事業	1 施設当たり 547,000 円	児童養護施設等体制強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費及び共済費	10/10

※1 対象施設において、スーパーバイズを行う児童相談所OB等は以下の要件を満たす者とする。

児童養護施設等に入所した児童等の養育や、入所児童等の保護者との関わり方等について精通した者であって、児童養護施設等に従事する職員の悩みやストレス等を傾聴し、適切な助言等が行える者であると市長が認めた者であること。また、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第49号）の支弁対象となっていない職員であること。

様式第1号（第5条関係）

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豐中市兒童養護施設等体制強化事業費補助金交付申請書

豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金の交付を受けたいので、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 申請額内訳 別紙1－1「申請額調書」のとおり

3 事業計画 別紙1-2「事業計画書」のとおり

4 添付書類 当該事業に関する収支予算書（別紙１－３）
その他市長が必要と認める書類

豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金 申請額調書

施設等種別	施設等名称

（単位：円）

事業名	総事業費 A	寄付金その他の収入見 込み額 B	差 引 額 (A－B) C	対象経費の実支出見込 み額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを比較し ていずれか少ない額) F	補助 所要額 (F×10/10) G
児童相談所〇B等を 活用したスーパーバ イズの実施事業							

（記入上の注意）

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 E欄には別表第2欄に定める基準額を記入すること。
- 3 G欄にはF欄に10/10を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。）

豊中市児童養護施設等体制強化事業 事業計画書

1 施設等種別・名称・所在地

施設等種別		施設等名称	
施設等所在地			

2 本事業によるスーパーバイズを行う者の略歴

氏名	
略歴	

3 本事業によるスーパーバイズの開催スケジュール

4 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（本事業によるものを除く。）

施設等種別	施設等名称

豊中市児童養護施設等体制強化事業 収支予算書

（1）収入の部（単位：円）

区分	計画額	備考
市補助金 G		
自主財源		
寄附金その他 B		
合 計		

（2）支出の部（単位：円）

支出科目	予算額	積算内訳	備考
合 計 A			

豐中市長

年 月 日付で申請のあった豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金について、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付します。

1 交付金額 円

- (1) 補助金を交付申請の内容以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- (3) その他豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱及び豊中市補助金等交付規則を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの条件のいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後 30 日以内に、市長へ書面を提出することにより、申請を取り下げることができます。

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金に係る事業の実績について、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 実績額 円
- 2 精算額内訳 別紙 2－1 「実績額調書」のとおり
- 3 実施報告 別紙 2－2 「実施報告書」のとおり
- 4 添付書類 当該事業に関する収支決算書（別紙 2－3）
その他市長が必要と認める書類

豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金 実績額調書

施設等種別	施設等名称

（単位：円）

事業名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 (A－B) C	対象経費の実支出額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを比較し ていずれか少ない額) F	補助 所要額 (F×10/10) G	交付決定額 H	補助確定額 (GとHのいずれか少 ない額) I
児童相談所〇B等を 活用したスーパーバ イズの実施事業									

（記入上の注意）

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 E欄には別表第2欄に定める基準額を記入すること。
- 3 G欄にはF欄に10/10を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。）

豊中市児童養護施設等体制強化事業 実施報告書

1 施設等種別・名称・所在地

施設等種別		施設等名称	
施設等所在地			

2 本事業によるスーパーバイズを行った者の略歴

氏名	
略歴	

3 本事業によるスーパーバイズの開催スケジュール

4 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（本事業によるものを除く。）

施設等種別	施設等名称

豊中市児童養護施設等体制強化事業 収支決算書

（1）収入の部（単位：円）

区分	実績額	備考
市補助金 I		
自主財源		
寄附金その他 B		
合 計		

（2）支出の部（単位：円）

支出科目	実績額	積算内訳	備考
合 計 A			

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名
(施設種別・施設名称)

豐中市長

豐中市兒童養護施設等体制強化事業費補助金額確定通知書

年 月 日付の実績報告書に基づき、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金の交付額が確定したので、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金確定額 円

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

施設等種別	施設等名称

豊中市長 様

年 月 日

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付請求書

金 円

ただし、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金として、上記の金額を請求します。

1 振込口座

金融機関名		支店名	
口座番号		預金種別	
(フリガナ)			
口座名義			

施設等種別	施設等名称

豊中市長 様

代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定のあった豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金について変更したいので、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 変更申請額 円

2 変更申請額内訳 別紙3「変更申請額調書」のとおり

3 事業計画 別紙1-2「事業計画書」のとおり

4 変更内容及び変更理由

5 添付書類 当該事業に関する収支予算書（別紙 1－3）
その他市長が必要と認める書類

豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金 変更申請額調書

施設等種別	施設等名称

(単位：円)

事業名	変更後の総事業費 A	変更後の寄付金その他の 収入見込み額 B	差 引 額 (A－B) C	変更後の対象経費の実 支出見込み額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを比較し ていずれか少ない額) F	変更後の補助 所要額 (F×10/10) G	既交付決定額 H	差引増減額(*) (G－H) I
児童相談所OB等を 活用したスーパーバ イスの実施事業									

(記入上の注意)

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
2 E欄には別表第2欄に定める基準額を記入すること。
3 G欄にはF欄に10/10を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)
(*)マイナス表記は「△」とすること。

事業者名
代表者名
（施設種別・施設名称）

豊中市長

豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金変更等承認通知書

年 月 日付で変更等承認申請のあった豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金について、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり変更（中止又は廃止）し、交付します。

記

1 変更後交付金額 _____ 円

2 変更前交付金額 _____ 円

3 交付条件

- （1）補助金を交付申請の内容以外に使用しないこと。
- （2）補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- （3）その他豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱及び豊中市補助金等交付規則を遵守すること。
- （4）上記（1）から（3）までの条件のいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

4 申請の取下げ

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後30日以内に、市長へ書面を提出することにより、申請を取り下げることができます。

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、豊中市児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額又は事業実績報告による精算額
円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）
円
- 3 添付書類
2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）